

企 画 提 案 指 示 書

1 業務名

令和6年度林業就業体験受入強化事業委託業務

2 業務の目的

林業の担い手の確保に向けて、林業の魅力を発信するため、林業事業者（以下、「事業者」という。）が求職者を対象に実施する就業体験について、林業に興味や就業意思のある求職者（以下「求職者」という。）に対し、WEB 広告等の発信により参加を促進する。

また、事業者に対して、専門家を派遣し、助言等により体験プログラムの充実を図るなど、就業体験の受け入れ体制を強化することを目的として実施する。

3 委託業務内容

求職者に対して、就業体験を受け入れることができる事業者情報が掲載されている道のホームページ『北海道の一次産業に就く』（以下、「道のホームページ」という。）を PR するために、効果的な WEB 広告等の発信や道のホームページの魅力を向上させるための編集を実施する。

また、就業体験を受け入れる事業者の体制を強化するために、就業体験受け入れマニュアル等を作成するとともに、就業体験を受け入れる際の助言や現地対応、新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項等を聞き取りまとめる専門家を設置。

なお、就業体験を受け入れた際の様子が見える内容や新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項等をまとめた事例集を作成し、道内の事業者に普及する取組とすること。

【委託項目】

(1) リスティング広告等を活用したホームページの PR

求職者が林業の就業体験に参加したくなるようなリスティング広告等により、道のホームページ情報の発信を行うとともに、当該広告の効果分析・検証を行うこと。

また、目的に合った広告媒体を、単独または複数組み合わせることで実施することとし、イラストや写真、映像資料等のほか、広告に必要な素材は、受託者が用意すること。

ア 方法

リスティング広告（検索連動型広告）及びターゲティング広告

イ 対象

道内の林業への関心層

ウ 回数

年に2回以上、各1ヶ月程度。

エ 広告する媒体

Google、Yahoo!、Instagram、Facebook など

オ 作成するもの

広告するために必要な画像や映像、資料等、広告の効果分析・検証をした報告書

カ その他

上記内容を基本とし、より効果的な広告方法がある場合は、その限りではない。

(2) 道のホームページの編集

求職者が道のホームページを閲覧した際、就業体験に申し込みたくなるような魅力的なデザインに編集することとし、委託者が提供する既存ホームページのイラストや写真、映像、資料等の他、編集に必要な素材は、受託者が用意すること。

なお、編集にあたっては、「北海道公式ホームページ運営要領」に準拠して、必要な CMS を作成することとし、道のホームページが公開されるまで対応すること。

ア 必須事項

(ア) 就業体験が、どの地域で行われているか北海道地図等により一目でわかるような工夫を行うこと。

(イ) 求職者が就業体験を申し込むにあたり、簡単な申込フォーム等により申請できること。

なお、申込者の情報は、道の担当者等に電子メールにより通知されること。

(ウ) 就業体験受け入れ事業体の会社概要と職場の雰囲気わかる写真や動画等を掲載すること。

(エ) その他、効果的かつ魅力的なデザインとするために、委託者と十分協議すること。

(3) 専門家派遣等による就業体験受入事業体への無料サポート及び情報収集

人材の確保に課題を抱える事業体を対象に、専門家を派遣し、当該事業体が抱えている潜在的な課題を洗い出した上で、専門的な知見により、就業体験プログラムの充実などの課題解決に向けた具体的な助言による個別支援を無料で行うこと。

ア 専門家

あらかじめ受託者において、求人活動のノウハウや情勢に詳しい専門家の候補者を選定し、委託者との協議を経て、決定することとし、常に事業体等からの相談を受けることができる体制を構築すること。

イ 就業体験受け入れマニュアルの作成

初めて就業体験を受け入れる事業体が、準備から実施までの全体の流れや留意点を理解するのに必要な就業体験受入マニュアル等を作成すること。

なお、本マニュアルの内容は十分委託者と協議した上で、可能な限り速やかに就業体験受け入れ事業体に配布するとともに、成果品の提出の際には最新の情報に更新すること。

ウ 支援方法

事業者への訪問による支援を原則とするが、必要に応じてオンラインや電話等（以下「リモート等」という。）の支援も可能とする。

エ 支援内容

(ア) 就業体験プログラムの企画・実施にあたっての助言

(イ) 必要に応じて就業体験受け入れ時の助言及び同行

(ウ) その他、就業体験受け入れに係る事業体への助言

オ 対象事業体数

(ア) エの (ア) 及び (ウ) の対象は 15 社程度を基本とする。

(イ) エの (イ) の対象は上記 (ア) のうち原則 5 社程度とする。

カ 対象事業体の選定

オの対象事業体の選定は、委託者との協議による。

キ 1社あたりの支援回数

(ア) オの (ア) の事業体に対し、委託期間中2回以上の助言等を行うこと。(リモート等での対応含む。)

(イ) オの (イ) の事業体に対して、1回以上最大2回まで専門家を派遣すること。(リモート等での相談回数の上限は設けない。)

ク 情報収集について

オの (イ) の事業体に対して、月に1回以上は電話等によるコンタクトをとることとし、就業体験の受け入れ状況や新規就業者の確保に向けて取り組んでいる事項を聞き取るなど情報収集に努めること。

(4) 就業体験受け入れ事例集の作成及び普及

実際に就業体験を受け入れた時のイメージや効果的な新規就業者の確保に取り組んでいる事業体の取組を道内の事業体に幅広く共有するため、優良事例等を集約し、解説を付した事例集を作成する。

また、作成した事例集は、道のホームページの就業体験受け入れ一覧に掲載されている林業事業体(以下、「ホームページ掲載林業事業体」という)へ配布するなど普及活動も実施する。

ア 事例集の内容

(ア) 就業体験を受け入れた様子

(イ) 新規就業者の確保に向けて取り組んでいる優良事例の紹介

(ウ) 上記3(3)のイで作成した就業体験受け入れマニュアル

(エ) その他、新規就業者の確保に取り組む事業体向け支援制度の紹介など

イ 仕様

(ア) 優良事例の掲載数は、基本5事例とし、1事例2ページ程度の紹介とすること。

(イ) 電子媒体での閲覧を想定した構成とし、冊子にすることを踏まえサイズはA4、カラーで作成すること。

ウ 事例集の配布

ホームページ掲載林業事業体に配布する際は、紙媒体(A4冊子、カラー)を郵送等により配布すること。

(5) 事業報告書の作成

受託者は、事業体に行った支援や聞き取り状況、課題や解決策などをまとめた事業報告書を作成し、成果品と併せて提出すること。

4 業務実施にあたる留意事項

(1) この事業により知り得た個人情報等を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。(この事業が終了した後においても適用するものとする。)

(2) 上記3(1)について、原則として委託経費の15%程度を充てること。

(3) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないことから、再委託とならないよう、必要に応じて他事業者等とのコンソーシアム(複数法人による連合体)により実施すること。

また、主たる部分に当たらない業務であっても第三者に委託、又は請け負わせる予定がある場合には、その旨、事前に委託者の承諾を得ること。

5 契約方法等

- (1) 契約方法：総合評価一般競争入札
- (2) 委託期間：契約締結から令和7年（2025年）3月21日（金）まで

6 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。また、複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所を有するものをその構成員に含むものであること。
- (9) コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

7 参加資格申請書等の提出

- (1) 提出書類：参加資格申請書、添付資料
- (2) 様式：参加資格申請書別添様式による
- (3) 提出部数：参加資格申請書、添付資料とも1部
- (4) 提出期限：令和6年（2024年）4月8日（月）午後5時（必着）
- (5) 提出場所：9の（4）のとおり
- (6) 提出方法：持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）による

8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類：企画提案書、付属資料
- (2) 様式：企画提案書別添様式による（用紙の大きさは日本工業規格A4版（縦長））
- (3) 提出部数：企画提案書、付属資料とも10部

※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載しないもの。

また、プレゼンテーションでは、社名を伏せて行うことから、企画提案書提出要請時に記号を通知するので、企画提案書の中の社名はすべてこの記号を使用することとし、文中にもロゴマークや提案者を特定できる図柄等は記載しないよう注意すること。

- (4) 提出期限 令和6年(2024年)4月16日(火)午後5時(必着)
- (5) 提出場所 9の(4)のとおり
- (6) 提出方法持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

9 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨

日本語、日本円

- (2) 無効となる提出書類

企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

- (3) その他

ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には、提出者に無断で使用しないこととする。

なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。

ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認められない。

オ 全ての提出書類は返却しない。

カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

- (4) 問合せ先及び参加資格申請書、企画提案書等の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎11階)

北海道水産林務部林務局林業木材課担い手育成係(担当:齊藤)

電話:011-206-6579 FAX:011-232-1294

電子メールアドレス:suirin.rinmoku11f@pref.hokkaido.lg.jp